

高松高等裁判所 平成29年(ラ)第100号

伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件

抗告人 須藤 昭 男 外9名

相手方 四国電力株式会社

即時抗告補充書 7

(相手方準備書面(21)に対する反論1 - 司法審査の在り方)

2018(平成30)年7月13日

高松高等裁判所 第2部 御中

抗告人ら代理人	弁護士	薦田伸夫	弁護士	河合弘之
	弁護士	東 俊一	弁護士	海渡雄一
	弁護士	高田義之	弁護士	青木秀樹
	弁護士	今川正章	弁護士	只野 靖
	弁護士	中川創太	弁護士	甫守一樹
	弁護士	中尾英二	弁護士	井戸謙一
	弁護士	谷脇和仁	弁護士	中野宏典
	弁護士	山口剛史	弁護士	鹿島啓一
	弁護士	定者吉人	弁護士	足立修一
	弁護士	望月健司	弁護士	端野 真
	弁護士	松岡幸輝	弁護士	橋本貴司
	弁護士	能勢顯男	弁護士	山本尚吾
	弁護士	胡田 敢	弁護士	高丸雄介
	弁護士	前川哲明	弁護士	南 拓人
	弁護士	竹森雅泰	弁護士	東 翔
	弁護士	大河陽子		

第 1	はじめに	- 4 -
第 2	相手方の主張に対する反論	- 4 -
1	疎明の程度と主張疎明責任について	- 4 -
(1)	相手方の主張	- 4 -
(2)	主張疎明責任	- 4 -
(3)	疎明の程度	- 4 -
2	人格権侵害に至る具体的な機序や蓋然性	- 5 -
(1)	相手方の主張	- 5 -
(2)	原発の稼働は本来的に自由に属するものではないこと	- 6 -
(3)	具体的危険の切迫性を要求するべきではないこと	- 6 -
(4)	人格権侵害の具体的機序	- 7 -
(5)	破局的噴火による人格権侵害	- 8 -
3	阿蘇における破局的噴火と保全の必要性との関係	- 9 -
(1)	相手方の主張	- 9 -
(2)	相手方主張するような巨大噴火の根拠はそもそも疎明不能である こと	- 9 -
(3)	期限までに巨大噴火が起こることを疎明すべきとの点について	- 10 -
(4)	巨大噴火のリスクと社会通念	- 11 -
4	広島高裁決定が自らの判断と矛盾するとの点について	- 12 -
(1)	相手方の主張	- 12 -
(2)	火山ガイドの解釈について	- 12 -
(3)	「合理的に予測される規模の自然災害」について	- 13 -
第 3	「基本的考え方」は極めて不合理な内容であること	- 15 -
1	「基本的考え方」の概要	- 15 -
2	低頻度の事象を想定することは原子力安全の基本であること	- 17 -
(1)	国際的な基準からしても低頻度の火山事象は考慮すべきこと	- 17 -

(2) 他の外部事象との整合性を考慮すべきであること	- 18 -
3 「基本的考え方」は火山ガイドや炉規法の定め に反するものであること と	- 20 -
(1) 巨大噴火について別異の扱いをすること自体が火山ガイドに反す ること	- 20 -
(2) 火山ガイドの要件を大幅に限定し、審査の正当化を図っていること	- 21 -
(3) モニタリングについての位置づけの変遷	- 23 -
(4) 専門家からも疑問が強い批判があること	- 24 -
4 「基本的考え方」は、裁判所の誤判断に原規委が便乗することにより 作り出された安全神話であり、司法はこれを正す責任があること	- 26 -
第4 司法審査の在り方に関する補充的な主張	- 28 -
1 はじめに	- 28 -
2 原発に求められる安全性の程度に関する損害賠償請求訴訟における 判断	- 28 -
(1) 平成30年3月15日・京都地裁判決	- 28 -
(2) 平成30年3月16日・東京地裁判決	- 28 -
(3) 平成29年9月22日・千葉地裁判決	- 29 -
(4) 差止訴訟で高度の安全性を否定するのは不当なダブルスタンダー ドであること	- 30 -
3 科学の不定性（不確実性）を踏まえた具体的判断方法	- 30 -
(1) 平成30年3月15日・京都地裁判決	- 31 -
(2) 平成29年9月22日・千葉地裁判決	- 32 -
(3) 平成30年3月16日・東京地裁判決	- 32 -
(4) 検討	- 33 -
4 火山影響評価における原規委の考え方	- 34 -

第1 はじめに

本補充書は、相手方提出の平成30年5月16日付準備書面（21）（以下、単に「相手方準備書面21」という。）のうち、特に司法審査の在り方に関する部分（相手方準備書面21・第2）について、反論及び補充的な主張を行うことを目的とする。

第2 相手方の主張に対する反論

1 疎明の程度と主張疎明責任について

(1) 相手方の主張

相手方は、相手方準備書面21において、仮処分を認めるためには、本案判決の確定に至るまでの間に、争いがある権利関係について債権者らに著しい損害又は急迫の危険が生じること、そしてこれを避けるためには保全処分が必要であることが疎明される必要があり、その疎明の程度は具体的になさなければならない、その主張疎明責任は、債権者らが負うべきと主張する（4頁）。

(2) 主張疎明責任

しかし、主張疎明責任については、原則として住民側が負うとしつつも、原発事故被害の特殊性や公平性の観点からこれを事実上転換し、事業者側が負担すべきと考えるべきであり、このことは伊方最高裁判決をはじめ福島第一原発事故後の多くの仮処分裁判例においても前提とされている。相手方の述べるような、特殊性や公平性を踏まえない一般論は採用されるべきではない。

(3) 疎明の程度

ア また、疎明の程度について、民事保全法の大家である瀬木比呂志・明治

大学教授は、「生命や身体への侵害の危険性が大きい場合には、被保全権利の疎明は軽くて足りると解される」と一般論を述べたうえで（甲B428・8頁，甲B431瀬木比呂志『民事保全法〔新訂版〕』日本評論社2014・233～234頁），①福島第一原発事故が現に発生し，原発の稼働・運転によって周辺住民の生命や身体を侵害する事態が起り得るということが明らかとなったこと，②原発の持つ潜在的危険性の大きさと電力会社，行政等の無策が明らかとなったこと，③日本のような地震・津波等の起りやすい環境下において，居住地のごく近傍に原発が建設されているという世界的にみても危険の大きい状況にあることなど原発の持つ特殊性を考慮して、「債権者住民側の疎明の程度は，相当に軽くなつてしかなるべきである」と明言している（甲B428・8頁）。

イ なお，原告人らは，前述のとおり，主張疎明責任について事実上転換すべきと主張しているが，この場合，事業者が尽くすべき疎明の程度は，上記アの裏返しとして，通常のス疎明よりも相当程度高いレベルのもの，実質的には証明に近いレベルのものと考えらるべきである。この点についても，瀬木比呂志教授の意見書にあるとおりである（甲B428・16～17頁）。

いずれにせよ，相手方の主張は，原発事故被害の特殊性を全く無視したものであり，不合理である。

2 人格権侵害に至る具体的な機序や蓋然性

(1) 相手方の主張

相手方は，相手方準備書面21において，人格権に基づく差止請求は，相手方が本来行使できる権利や自由を制約するものであるから，これが認められるためには，人格権侵害の具体的危険が切迫していることが必要であると述べ，具体的には，①具体的な起因事象の内容とその発生の切迫性・蓋然性，②起因事象により本件原発の重要な機能が喪失することとなる具体的機序・

蓋然性，③機能喪失に対して講じている各種安全対策が奏功しないという具体的な機序・蓋然性，④本件原発から放射性物質が環境中に放出され，債権者らの人格権が侵害される具体的な機序・蓋然性について主張疎明がされるべきであると述べる（5～6頁）。

そして，阿蘇4規模の破局的噴火については，その噴火により，本件原発の安全性とは無関係に住民の生命や身体が直接的かつ重大な被害を受け，相当遠方に避難している状況になることがほぼ確実であることから，仮に本件原発内の放射性物質が環境中に大量放出される事態が生じても，それが原因で住民の生命や身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険はないと考えられる，と主張している（6～7頁）。

(2) 原発の稼働は本来的に自由に属するものではないこと

まず，相手方は，原発の稼働を「本来行使できる権利や自由」と考えているようであるが，その前提が異なる。原発は，その稼働により内部に多量の人体に有害な放射性物質を蓄積するものであり，これを稼働すること自体が極めて危険な行為であるからこそ，許可制が採用され，要件を備えるもののみその稼働を認めるという法制度が採用されているのである。

相手方の主張からは，自身が極めて危険な施設を稼働するという意思が全く感じられない。

(3) 具体的危険の切迫性を要求するべきではないこと

相手方は，人格権に基づく差止請求が認められるためには，人格権侵害の具体的危険の切迫性が要求されるべきであると主張するが，不当である。

そもそも，どのような事実をもって具体的危険が切迫しているか評価するのかが不明確であるが，地震や津波，噴火といった自然災害が突然発生し，極めて短時間のうちに原発事故に至ることは福島第一原発事故の例を挙げる

までもなく明白である。地震等の自然災害について、現在の科学技術水準では明確に予見・予知することができない以上、切迫性を要求すれば、大規模な自然災害が現に発生しない限り、切迫性がないという結論にも至りかねない。そして、この場合、差止訴訟や仮処分を申し立てている間もなく、事故が発生し、原告人らの人格権侵害の結果が現に発生してしまうこともまた容易に想像し得る。

そうである以上、切迫性を要求することは、実質的には原告人らの人格権侵害を事前に防止する手段を奪うことにほかならない。被保全権利の重大性に照らしても、法がそのような事態を容認しているとは到底考え難い。

仮に、切迫性を要求するとしても、極めて緩やかに解し、本来考慮すべき自然災害を考慮せずに稼働していること自体が、いつ過酷事故が起こってもおかしくない状態で運転を行っているという意味で、切迫性の要件を充たすものと考えらるべきである。

(4) 人格権侵害の具体的機序

相手方は、原告人らが人格権侵害の具体的機序について主張疎明を尽くしていないと主張する。前述のとおり、人格権侵害の具体的危険の不存在についての主張疎明責任は事業者側が負うべきであり、この疎明が尽くされなければ人格権侵害の具体的危険が事実上推定されるべきであるから、この主張はそもそも原告人らの主張を排斥する根拠になり得ない。

もともと、原告人らは、既に人格権侵害の具体的機序について主張を行っている。

すなわち、本件原発には、相手方の想定を上回る自然現象（地震による地震動や噴火による火砕流・火山灰等）が到来する可能性が否定できず、そうなれば、本件原発における「止める」「冷やす」「閉じ込める」の機能のいずれかなく全部を喪失して、放射性物質が環境中に放出され、原告人らの生

命、身体等の人格権を侵害する危険がある。

特に、火砕物密度流については、設計による対応が不可能な事象とされており、火砕物密度流が本件原発に到達する可能性が十分小さいといえない以上、当然に原告人らの人格権を侵害する事態になり得るのであり、これに対して人格権侵害の機序を説明せよなどというのは不合理を乗り越して非常識である。

(5) 破局的噴火による人格権侵害

相手方は、破局的噴火によって、本件原発の安全性とは無関係に原告人らの生命や身体に被害が発生し、あるいは避難していることがほぼ確実だから、原発事故によって人格権侵害は生じないと主張する。しかし、これは放射性物質の持つ危険性を全く無視した詭弁である。

阿蘇4クラスの破局的噴火は、確かに九州地方が壊滅しかねないほどの極めて甚大な被害をもたらす自然災害である。しかし、だからといって原発があろうとなかろうと関係がないというのは想像力の欠如に由来する暴論というほかない。火砕物密度流が到達する範囲に原発があるのとなないのとでは、その被害に極めて重大な質の違いが生じる。すなわち、原発がなければ、しばらくの間は火砕物密度流の到達範囲に人が住むことができないものの、数年から数十年で復旧することができる。火山灰の到達範囲についてはさらに短期間のうちに復旧することができるし、降灰量によっては避難すら不要な場合もある。

しかし、火砕物密度流の到達範囲に原発が存在し、火砕物密度流によって「閉じ込める」の機能を喪失し、大量の放射性物質が環境中に拡散した場合は、火山灰に乗って日本全土に放射性物質が拡散することになる。日本は極めて長期間にわたって、人が立ち入ることすらできない地域が大半を占める結果となることも十分にあり得るのである。

抗告人らの中には、阿蘇4火砕流が到達していないと考えられる地域に居住する者もいるところ、そのような者は、自然災害ではなく、原発災害によって生命、身体に被害が生じ得る。

破局的噴火が発生すれば遠方に避難していることがほぼ確実だから人格権侵害の具体的危険がないとの主張に至っては、そもそも避難が「ほぼ確実」などとは到底言えないし、要するに、抗告人らが適切な行動をとるはずだから危険な行動をとっても構わないという倒錯した論理に立つものであり、断じて認められない。盗人猛々しいとはまさに相手方に相応しい言葉である。

3 阿蘇における破局的噴火と保全の必要性との関係

(1) 相手方の主張

相手方は、相手方準備書面21において、保全の必要性として、平成30年9月30日までの間に本件原発に放射性物質を大量に放出するような事故を引き起こす巨大噴火が起こることについて、科学的に合理的な根拠を具体的に示して疎明されなければならないと主張する（9頁）。

そして、わずか数か月の間にそのような巨大噴火が発生する状況にあるというのであれば、国家レベルでの対策が講じられる事態に至っていなければならないが、そのような事態には至っていないこと、そもそも社会通念上巨大噴火の危険は無視し得る程度のものであることなどに照らせば、保全の必要性は認められないと述べる（10～11頁）。

(2) 相手方が主張するような巨大噴火の根拠はそもそも疎明不能であること

相手方は、巨大噴火の発生について、債権者がその科学的に合理的な根拠を具体的に示して疎明しなければならないと主張しているところ、これは平成30年3月7日に原子力規制庁（以下「原規庁」という。）が原子力規制委員会（以下「原規委」という。）に提出した「原子力発電所の火山影響評価ガ

イドにおける『設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価』に関する基本的な考え方について」(以下、単に「基本的考え方」という。)を踏まえた主張と思われる。

しかし、「基本的考え方」は、それ自体極めて不合理なものであり、これに依拠して司法審査を行うことは妥当ではない。この点については、本補充書第3において後述する。

結論だけ述べると、現在の火山学の知見によっては、巨大噴火が「発生する」ということを科学的、合理的な根拠をもって示すことは不可能であり、「基本的考え方」や相手方の主張は、不可能を求めるものであって不合理である。また、火山ガイドは、火砕物密度流の発生可能性及び到達可能性が「十分小さい」と判断できない限り、立地不適とすべきとしているのであって、「基本的考え方」や相手方の主張は、明らかに火山ガイドに反するものである。相手方が火砕物密度流の発生可能性及び到達可能性が十分小さいことの疎明を尽くさない場合には、火砕物密度流が発生し、敷地に到達することが事実上推定されるべきであり、保全の必要性も認められるべきである。

なお、火砕物密度流の発生可能性及び到達可能性が十分に小さいとはいえないことを示す科学的、合理的根拠であれば、抗告人らはすでに多数の証拠を提出しており、保全の必要性は十分に認められる。

(3) 期限までに巨大噴火が起こることを疎明すべきとの点について

相手方は、広島高裁決定が平成30年9月30日までという期限を設けた以上、期限内に巨大噴火が発生することを疎明する必要があると主張する。しかし、広島高裁決定で期限が付されたからといって、本件で同様に期限を付さなければならない理由はないし(むしろ、抗告人らは、期限を付すべきではないと考えている)、広島高裁決定が期限を付したのは、期限内に巨大噴火が発生すると考えたからではなく、本訴において広島高裁決定と異なる判

断がなされる可能性もあるからとされているのであり、相手方の主張は広島高裁決定を正解せずになされているものである。

現在の火山学の水準によっても、噴火の時期及び規模の正確な予測は困難である以上、破局的噴火の可能性が十分小さいとはいえない状態で本件原発が稼働されることは、それ自体が危険な行為であり、運転行為それ自体によって人格権侵害の具体的危険が存在することになる。他方、直ちに運転を停止すれば、燃料棒の冷却を行うことができ、万が一火砕物密度流が到達するような破局的噴火の兆候が認められた場合には、速やかに燃料棒を搬出することができる可能性が残る。そうすれば、原告人らの人格権侵害を未然に防止することができるのであり、保全の必要性は十分に存在する。

なお、相手方は、もし数か月後に巨大噴火が発生するというのであれば、国家レベルでの対策が講じられる事態に至っていないなければならないと主張するが、繰り返し述べるように、破局的噴火の前兆現象を正確にとらえることは現在の火山学の水準では困難であり、巨大噴火の直前であっても、必ずしもそのような事態に至るとは限らない。要するに、相手方は、噴火について必ず事前に前兆現象が発生し、それに対して適切に対応できるという、現在の知見からすれば誤った認識のもとに本件原発を稼働させようとしている。これこそが、本件原発の稼働を認めてはならない端的な証左である。

(4) 巨大噴火のリスクと社会通念

相手方は、「基本的考え方」に依拠して、巨大噴火のリスクは社会通念上無視し得ると主張するが、全くの出鱈目である。巨大噴火のリスクについて無視し得るなどという社会通念は存在しない。巨大噴火を無視できるなどというのは、原発を稼働させたい事業者と政府、それを付度する原規委及び裁判所の願望にほかならず、社会通念などではない。

この点についても、第3において「基本的考え方」に対する批判としてま

とめて行う。

4 広島高裁決定が自らの判断と矛盾するとの点について

(1) 相手方の主張

相手方は、相手方準備書面21において、広島高裁決定について、まず、原規委と異なる誤った解釈によって火山ガイドを解釈している点で不合理であると主張する（11～14頁）。

また、阿蘇4噴火を考慮している点についても、4号要件の「災害」を「最新の科学的、技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害」と解しつつ、阿蘇4噴火について、合理的に予測される規模の自然災害であるかどうかを判断しないまま独自の評価で阿蘇4噴火を考慮すべきとしている点で不合理であると主張する（14～19頁）。

(2) 火山ガイドの解釈について

まず、火山ガイドの解釈について、相手方は、基本的考え方を前提に広島高裁決定を批判しているが、第3で後述するように、「基本的考え方」自体が火山ガイドの規定に反する誤った解釈であり、従前から「基本的考え方」に従った判断がされていたというのであれば、従前の適合性判断(本件を含む)が誤っていたことを自認しているに等しい。

相手方は、法が原規委に具体的審査基準の制定権限を付与している点について、広島高裁決定が、「原子力規制委員会の科学的、専門技術的知見に基づく合理的な判断に委ねる趣旨と解される」等と判示している点を挙げ、そうであれば、「基本的考え方」に反するような判断は許されないと主張する。

しかしながら、「基本的考え方」が明白な誤りを含んでいるにもかかわらず、裁判所がこれに拘束されるとすれば、原規委の裁量が無制限に認めるに等しく、広島高裁決定も原規委に対してそのような広範な裁量までを認める趣旨

とは到底解されない。原規委に具体的審査基準の制定権限が付与されているとしても、その裁量権の行使は、あくまでも「福島第一原発事故のような深刻な災害を万が一にも起こさないようにする」という法の趣旨に適ったものでなければならず、これに反する場合には、裁量の逸脱・濫用として違法となり、違法な行政判断に基づいて稼働される原発が、周辺住民の人格権を侵害する具体的危険を有するという事柄も、何ら不合理なものではない。

(3) 「合理的に予測される規模の自然災害」について

次に、「合理的に予測される規模の自然災害」について、相手方は、広島高裁決定が安易に阿蘇4噴火をこれに含めて考慮の対象としていることを批判するが、阿蘇4噴火は9万年前に実際に発生した噴火であり、しかもこれと同規模の噴火が発生する可能性は十分小さいとはいえないのであるから、「合理的に予測される規模の自然災害」に含まれることは自明である。

原告人らは、そもそも、「合理的に予測される規模の自然災害」について、その定義が曖昧不明確であって、そのような基準によって考慮しなくてもよい自然災害を観念すること自体不合理であると考えます。もっとも、広島高裁決定は、「合理的に予測される規模の自然災害」について、住民側と事業者側の主張の相違が「実際の事案へのあてはめにおいて結論に相違を生じるかどうかについては疑問もある」と述べ、具体例として、「福島第一原発事故の原因となった自然災害が最新の科学的、専門的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害であることについては、原告人らと相手方との間で事実上争いが無いといえる」としている。

福島第一原発事故の原因となった自然災害のうち、津波については、地震推進本部において長期評価として10mを超える津波が到来する可能性が指摘されていたものの、規制の見直しまでには至っていなかった。地震については、東北地方太平洋沖地震の2か月前である平成23年1月1日時点で、

今後30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率は、福島第一原発で0.0%とされていた(図表1)。

(参考資料)

30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率

算定基準日 2011年1月1日

設置者名	発電所名	30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率
北海道電力	泊発電所	0.4%
東北電力	女川原子力発電所	8.3%
	東通原子力発電所	2.2%
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所	2.3%
	<u>福島第一原子力発電所</u>	<u>0.0%</u>
	福島第二原子力発電所	0.6%
中部電力	浜岡原子力発電所	84.0%
北陸電力	志賀原子力発電所	0.0%
関西電力	美浜発電所	0.6%
	大飯発電所	0.0%
	高浜発電所	0.4%
中国電力	島根原子力発電所	0.0%
四国電力	伊方発電所	0.0%
九州電力	玄海原子力発電所	0.0%
	川内原子力発電所	2.3%
日本原子力発電	東海第二発電所	2.4%
	敦賀発電所	1.0%
原子力機構	もんじゅ	0.5%

地震調査研究推進本部地震調査委員会が取りまとめた各サイト毎の30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率を防災科学技術研究所の地震ハザードステーションにより公開したものですから抜粋

図表1 地震調査研究推進本部による資料からの抜粋

特に、地震については、過去最大を上回るものとする見解も存在するが、

それでもなお、広島高裁決定はもちろん、相手方も、福島第一原発事故の原因となった自然災害は「合理的に予測される規模の自然災害」に含まれるとしているのである。つまり、過去最大を超えるものであっても、また、その発生確率が非常に小さいものと考えられていても、予測に一定の合理性が存在する場合には、「合理的に予測される規模の自然災害」に含まれると考えるというのが広島高裁決定の考え方であり、「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」という法の趣旨に照らして妥当な考え方である。他方、相手方は、一方で福島第一原発事故の原因となった自然災害は「合理的に予測される規模の自然災害」に含まれるとしながら、過去最大と同規模にすぎず、多くの火山学者からその発生可能性を否定できないと指摘されている阿蘇4噴火については「合理的に予測される規模の自然災害」に含まれないというのであるから、「合理的」という文言の曖昧不明確性を逆手に取った牽強附会の見本のような不合理な主張というほかない。

仮に、原規委の考え方（＝「基本的考え方」）がこれと異なるというのであれば、それは、単に原規委が裁量の範囲を逸脱・濫用したものというだけであって、不合理というだけのことである。司法は、周辺住民の生命や身体等の危険を未然に防止するため、そのような違法な判断や事業者による危険な稼働を見過ごしてはならない。

第3 「基本的考え方」は極めて不合理な内容であること

1 「基本的考え方」の概要

平成30年3月7日に開催された平成29年度原規委第69回会議において、原規庁から「基本的考え方」が示された。第2で述べてきたとおり、相手方は、これを引用して火山に関する広島高裁決定の判断が不合理であることを主張している。

これに先立つ同年2月21日、第196回国会資源エネルギーに関する調査

会において、自由民主党所属の青山繫晴議員は、広島高裁決定に言及しつつ、「それ（阿蘇4）まで想定するのであれば、はっきり言うと空港も新幹線も稼働は無理じゃないか」「火山噴火についての基準はこの際見直すべきではないでしょうか」「今後の司法のリスクを考えても、常に普段の基準の見直しはどうぞ取り組んでいただきたい」（甲B630・3～4頁）との質問・要望を、原規委の更田豊志委員長に対して行った。その直前の同日開催の原規委の会合において、更田委員長は、事前の議題にはなかったにもかかわらず、破局的噴火ないしカルデラ噴火について原規委の考え方をまとめるよう原規庁に対して指示をしており（甲B631・26頁）、前記青山議員の質問・要望に係る事前通告を踏まえてなされた指示であることがうかがわれる。

「基本的考え方」は、このような経緯によって作成された、原規庁名義の文書である。これは火山ガイドを改正するものではなく、火山ガイド改正を具体的に予定するものでもない。しかし、その内容は、巨大噴火のリスクが社会通念上容認される水準であることを考慮し、過去に巨大噴火を発生させた火山について、合理的な根拠なく「巨大噴火の可能性が十分に小さい」と判断できるというものであり、青山議員の意向を勘案して火山ガイドの立地評価の規定を事実上死文化させることを狙うものである。広島高裁決定において、火山ガイドに従えば伊方原発は立地不適でありこれを差し止めるべきとの判断がなされたことを踏まえ、同様の司法判断がなされることを牽制する意図によるものであることは、あまりにも明らかである。

この「基本的考え方」は、原規委・原規庁が、大規模な自然災害をも想定して、原子力災害の発生の防止に最善かつ最大の努力をし、もって国民の生命、健康、財産を保護し、環境を保全するという本来の責務（原子炉等規制法1条、原子力規制委員会設置法1条）を放棄することを公言するに等しいものであり、国際的な原子力安全の考え方からも大きく逸脱するものである。その策定された経緯は、実質的に原規委が政治的干渉を受けたものであり、独立してその職

権を行う（原規委設置法5条）という理念が守られていない現状を白日の下に晒したものである。

御庁においては、このような事業者の便宜を図るための裁判対策文書に惑わされることなく、真に独立した立場から法と良心にしたがって適正な判断をされたい。

2 低頻度の事象を想定することは原子力安全の基本であること

(1) 国際的な基準からしても低頻度の火山事象は考慮すべきこと

「基本的考え方」第2項第2段落は、巨大噴火が低頻度の事象であって、これを想定した法規制や防災対策が原子力安全規制以外の分野においては行われていないことを根拠とし、「巨大噴火によるリスクは、社会通念上容認される水準であると判断できる」としている。

確かに、噴出物量数十km³程度を超えるような巨大噴火は日本列島全体でも6000年に1回程度の頻度で発生してきたものであり（甲B632・220頁、甲B633・181頁）、一般的には低頻度な事象といえる。しかし、「基本的考え方」も認めるように、巨大噴火は広域的な地域に重大かつ深刻な災害を引き起こすため、本件原発のように、その地理的領域内において約26万年前以降に4度も巨大噴火を発生させた火山が存在する原発におけるリスク要因としては、決して無視できるほど低頻度の事象ではない。

原子力基本法2条2項及び原規委設置法1条は、原規委が「確立された国際的な基準を踏まえ」て安全確保を図るべきことを定めている。「確立された国際的な基準」がなんであるかは必ずしも明確ではないものの、その一つとしてよい国際原子力機関（IAEA）の策定した原発の火山ハザードについてのガイド（SSG-21）（甲A348）には、幾つかの加盟国では放射線影響の可能性のある事象の年間発生確率の上限値は 10^{-7} が用いられていること（2.7項）、サイトの除外基準を構成する現象としても年発生許容

確率の 10^{-7} は採用して良いが、どの場合でも規制当局が定める許容確率との一致が必要となること（5. 21項）等が記載されている。

英国の基準を参照しても、低頻度ゆえに考慮しなくてよいとされる包括的な種類のハザードは1千万年に1回（ 10^{-7} /年）未満であり（甲B455・8頁），その程度の極めて低頻度な事象まで考慮するのが原子力安全の国際標準である。頻度や確率を定量化することなく単に「発生の可能性は低頻度」という定性的な評価をすることや他の法規制で想定されていないことを考慮しそのハザードを想定外とすることは、国際的な基準では許容されないし、数万年に1回程度の事象は、到底無視できる水準ではない。

(2) 他の外部事象との整合性を考慮すべきであること

ア 「基本的考え方」は、原子力規制以外の分野において巨大噴火が想定されていないことを強調するが、原発が有する特異な潜在的危険性の大きさからすれば、他の法規制や防災対策で想定されていないことは規制しない理由にならない。

実際、原規委は、他にこれを想定した法規制等が見当たらない後期更新世以降の活動を否定できない断層等や、年発生確率が 10^{-5} 以下の最大風速を有する竜巻、その確率が1000万年に1回以上の航空機落下による火災等をも想定した法規制を実施してきている（設置許可基準規則解釈（別記1）3条3項、原発の外部火砕影響評価ガイド附属書C「原子力発電所の敷地内への航空機墜落による火災の評価について」）。

なお、相手方は、年超過確率 10^{-5} に相当する竜巻の最大風速が 83 m/s であることを踏まえ、基準竜巻の最大風速を 100 m/s と設定している（乙13・60頁）。他の外部事象については極めて低頻度であっても考慮しているにもかかわらず、火山の噴火についてはこれらよりも相当頻度の高いものまで社会通念上容認するというのは不整合であり、都合の良

いケースでは低頻度の事象も考慮するといひ、都合が悪いケースでは低頻度だから考慮しないという、不合理なダブルスタンダードである。

イ 原規委の会議において、更田豊志委員長は、噴火については地震のように低頻度の事象まで考慮しない理由として、地震の観測記録は日常的と言っているくらいにあるが巨大噴火については記録がないことを挙げているが（甲B634・22頁）、全く的外れである。地震について日常的に観測されるのは、原発の設計基準で通常想定されることのない小さな地震だけであり、巨大な地震はやはり低頻度で観測記録は少ない。一方、巨大噴火は、火砕流や火山灰の地質学的調査から、いつ、どこで、どの程度のイベントが起こったのか、かなり昔まで遡って特定することができており、その点からすると、巨大地震よりも巨大噴火の方が過去の事象に基づいた精度の高いハザード評価が可能とすらいえる。

ウ さらに、地震や竜巻など他の外部事象では、設計基準を超えるものが発生して安全施設が機能を喪失するとしてもシビアアクシデント対策や外部からの救援が奏功して深刻な災害に至らないことも一応想定しうるが、巨大噴火による火砕流等の設計対応不可能な火山事象については、原子炉及び使用済み核燃料プールはほぼ確実に破壊され、シビアアクシデント対策は全く機能し得ず、外部からの救援も期待できないため、長期にわたって大量の放射性物質が環境中に放出される結果、日本はおろか、世界中に放射性物質の付着した火山灰が拡散する事態となり、放射性物質の放出量は福島第一原発事故をはるかに凌ぐものとなるのが容易に想定される（甲A234、甲B635・107頁、甲B504・191頁、甲B636・245頁等）。

原発にとってのリスク要因として、設計対応不可能な火山事象（≡火砕物密度流）を広域的な地域にもたらす巨大噴火は、他の外部事象よりも影響が深刻である。「リスクが大きければ大きい事象であるほど、たとえ低頻

度であっても考慮する」という反比例原則は、リスク管理の基本であるが、「基本的考え方」は、原発にとってリスクの大きい巨大噴火を、よりリスクの小さい他の外部事象よりも軽視するものとなっており、リスク管理の基本原則に反している。明らかに不合理である。

エ S S G - 2 1 には、設計基準に含まれる各火山ハザードは、可能な限り、他の外部事象による設計基準の特徴と比較できるよう定量化されるべきであると規定されている（6. 4項）。

静岡大学教授の小山真人氏は、火砕流に襲われた原発がどうなるかを厳密にシミュレーションし、放射性物質の放出量や汚染の広がりを計算した上で、その被害規模と発生確率を掛け算したリスクを計算すべきことを主張している（甲B504・191頁）。

然るに、原規委は、未だに巨大噴火のリスクを定量化する姿勢を持たず、遂には「社会通念」のような曖昧で主観的な概念を持ち出して事業者の便宜を図ろうとする態度を崩さない。その理由は、まともに巨大噴火のリスクを評価すると、本件原発等を立地不適とせざるを得ないので、何としてもそれは避けたいという、推進の論理に影響された意図以外に説明のしようがない。

3 「基本的考え方」は火山ガイドや炉規法の定め反するものであること

(1) 巨大噴火について別異の扱いをすること自体が火山ガイドに反すること

「基本的考え方」第1項は、火山影響評価について、「過去に巨大噴火が発生した火山については、『巨大噴火の可能性評価』を行った上で、『巨大噴火以外の火山活動の評価』を行う」としている。このように巨大噴火と巨大噴火以外の火山活動とを区別して取り扱うこと自体、火山ガイドには全く記載のないものであり、火山ガイドには、そもそも「巨大噴火」という定義自体が存在しない。火山ガイドに規定されているのは、巨大噴火であるか否かに

かかわらず、調査結果から原発運用期間中における活動可能性が十分小さいと判断できない火山については、噴火規模の推定をし、これが推定できない場合は、当該火山の過去最大の噴火を前提として設計対応不可能な火山事象の到達可能性の評価を行うということだけである（4. 1項(2)(3)）。

「基本的考え方」は、火山ガイドが定めた立地評価についての審査基準を、合理的な根拠を示すことなく、また何らの適正な手続を経ることもなく、大幅に緩和しようとするものにほかならず、火山ガイドの解釈の限界を超えるものであって、火山ガイドに反するものといわざるを得ない。

(2) 火山ガイドの要件を大幅に限定し、審査の正当化を図っていること

ア 「基本的考え方」は、第2項において、巨大噴火の可能性評価に当たって、「火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態にあるかどうか、及び運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理性のある具体的な根拠があるかどうかを確認する」と記載されているが、これは火山ガイドの要件を大幅に緩和するものである。

火山ガイドには、巨大噴火が発生し、設計対応不可能な火山事象が原発に到達するという可能性が積極的に「ある」といえる場合に限らず、「十分小さいと評価できない場合」は、立地不適とすることが記載されている（4. 1項(3)）。つまり、火山ガイドは、文言上、運用期間中の巨大噴火の発生及び設計対応不可能な火山事象の到達可能性が十分小さいことの証明責任を、原子力事業者に課しているのである。可能性が「十分小さい」と判断できない場合には、立地不適とするのが火山ガイドである。

しかるに、「基本的考え方」は、これを無視して、可能性が「ある」といえる場合でなければ立地不適とならないというのであるから、これは、立地不適とされる要件を極めて限定的に解するものであり、火山ガイドの解釈の限界を超えている。

イ そもそも、宮崎支部決定や広島高裁決定が判示するとおり、現在の火山学では、巨大噴火の長期予測についての知見が非常に乏しく、検討対象火山において巨大噴火が差し迫った状態にあることや、運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理性のある具体的な根拠があると示すことは不可能である。

この点は、原規委の委員からも疑問が呈されている。すなわち、「基本的考え方」が示された平成30年3月7日の会合において、伴信彦委員は、「どういう状態になっていけば差し迫った危険が存在すると評価するのか。つまり、どういう状況であれば、黒ないしそれに準ずるものと判断されるのかといったものは具体的に示されていない」（甲B634・20頁）と正しく指摘している。

ウ また、「基本的考え方」によれば、原子力事業者が、検討対象火山について「巨大噴火が差し迫った状態にある」こと、及び「運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理的な根拠がある」ことについて評価材料を提出することになるが、原発の稼働を求める事業者が、自ら原発が稼働できなくなる資料を提出して巨大噴火発生 of 合理的根拠を立証するということは全く期待可能性がない。前述の会合で、伴委員は、「敷地内の断層の評価であれば、特に活断層の上に施設が建たないことを求めるために、事業者としては、それが活断層ではないことを証明するべく徹底的に情報を集めるわけですね。つまり、白であることを証明しなさいということを行っている。それに対して、巨大噴火の可能性に関しては、黒であることを示唆するようなデータがない限りは可能性が低いと判断しようというように見える」（甲B634・20～21頁）等と指摘して、その不合理性に疑問を投げかけている。

福島第一原発事故以前においても、原子力事業者は多数の事故隠し等を行ってきたのであり、事業者が自らに不利な資料を提出すると考えること

自体、現実を直視しない「安全神話」そのものである。

エ 以上のとおり、「基本的考え方」に従えば、検討対象火山は、阿蘇のように頻繁に巨大噴火を繰り返していても、ほぼ必然的に、「巨大噴火が差し迫った状態にあるとは確認できない」「運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理的な根拠があるとは確認できない」という評価にしかならず、巨大噴火のリスクは無視できるという結論にしかなりようがない。

「基本的考え方」は、火山事象に係る立地評価についての審査が外形を取り繕うものに過ぎず、真に立地不適とするつもりはないということを、恥も外聞もなく公言するものとなっている。このような考え方に、一片の合理性も存在しない。

(3) モニタリングについての位置づけの変遷

ア 火山ガイドには、「事業者が実施すべきモニタリングは、原子炉の運転停止、核燃料の搬出等を行うための監視」（5. 3項）であり、「火山活動の兆候を把握した場合の対処方針として、原子炉の停止、核燃料の搬出等が実施される方針（等を定めること）」（5. 4項）等と規定されている。

原規委は、従前は、この火山ガイドの規定どおり、巨大噴火についてはモニタリングによって相当前の時点で兆候を判断でき、火砕流が敷地に到達する前に核燃料を全部搬出できることを前提として審査しており、巨大噴火によるリスクは社会通念上容認されるという投げやりな態度は示していなかった。

イ ところが、「基本的考え方」は、「（参考）火山活動のモニタリングについて」として、対処方針については「原子炉の停止」しか明示されておらず、「核燃料の搬出」を目的としていた事実を誤魔化そうとしている。

また、「基本的考え方」には、モニタリングは「運用期間中の巨大噴火の可能性が十分小さい」という評価の根拠が継続していることを確認する

ため、評価時からの状態の変化を検知するものであると記載されているが、火山ガイドには、モニタリングの意義を分かり難くするこのような記載は一切見られない。

ウ 運用期間中における破局的噴火の発生可能性が相応の根拠をもって示されない限り、そのリスクは「社会通念上容認される」という理屈は、元々、モニタリングによって核燃料を搬出できるだけの時間的余裕をもって巨大噴火の兆候を判断することが不可能であることが誰の目にも明白となった後も、九州電力川内原発の稼働継続を許容するために、宮崎支部決定が捻り出した強弁に過ぎない。このような強弁に便乗する形で、原子力安全の常識を無視する見解を公表することは、原規委・原規庁の存在意義自体を失わせるものである。

(4) 専門家からも疑問が強い批判があること

ア 「基本的考え方」については、専門家からも強い批判がなされている。

まず、原規委が火山ガイド策定の際にヒアリングを行った東京大学地震研究所の中田節也教授は、読売新聞の取材に対して、「国が率先して法規制や防災対策を考えるべきなのに、全く反対のことを言っている」と批判している（甲B637）。

イ 山梨県富士山科学研究所所長である藤井敏嗣東京大学名誉教授は、新聞赤旗の取材に対して「法規制や防災対策が原子力規制以外で行われていないから、社会通念上容認されるということ自体おかしい」「巨大噴火に対する防災対策がないのは、分かっていないからです。対策はやらなくてはいいませんが、データが無いので、現在は調査から始めなくてはいいけないのです。このことは、内閣府などが設置した検討会で私が座長としてまとめた『大規模火山災害対策への提言』でも指摘しています」と、一般防災で考慮されていないからといって、巨大噴火のリスクを社会通念上容認して

いることにはならないことを指摘する。

次いで、「現時点では、運用期間中に（巨大噴火が）発生するとか、しないとかの判定そのものが不可能です」「原発の運用期間の40年が安全とか安全でないとか、言うことができないのです」と、現在の火山学で「運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理的な根拠がある」ということ自体不可能であることを述べる。

さらに、活断層と比較して、「規制委は、活断層の場合は13万年以内に動いていれば活断層とみなし、真上に原発の重要施設を作ってはいけないとしています。その態度は正しいと思います。13万年以内に、カルデラ噴火も繰り返し起こっています。13万年以内に火砕流が到達した場所にある原発も止めるという、活断層と同様の判断をすべきだと思います」と、本件原発のように13万年以内に火砕流が到達したことが否定できない場所に立地すべきではないとし、「基本的考え方」が火山ガイドと「矛盾しています」と明言している（以上、甲B638）。

藤井教授は、岩波書店『科学』においても、「基本的考え方」に対して、「これは広島高裁の判決文を逆に使っただけ。何も説得してないから意味がない」と一蹴している（甲B639・693頁）。

ウ さらに、神戸大学海洋底探査センターの巽好幸教授は、科学的な視点から、「基本的考え方」を徹底的に否定している。

巽教授は、日本列島で今後100年間に巨大噴火が起きる確率は1%程度であるとし、この値は、「兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）や熊本地震の生起前日における地震発生確率と大差ない。つまり、低頻度（低確率）は安心を意味するものではない。さらに日本列島の巨大噴火は、想定被害者数に発生確率を乗じた『危険値』では最悪の自然災害の1つである」と、巨大噴火のリスクは社会通念上容認できないことを指摘する（甲B640・702頁）。

巽教授も、運用期間中の巨大噴火発生可能性について、「巨大噴火に対する火山学的調査、特に噴火予測に資するマグマ溜りのイメージングはまさに始まったばかりであり、当然ながら十分に実行されているわけではない。したがって、運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理性のある具体的な根拠を示すことは不可能である。しかし、だからと言って少なくとも運用期間中は、『巨大噴火の可能性が十分に小さい』と判断するのは、明らかに不合理である」と、「基本的考え方」の不合理性を正面から指摘する（甲B640・703頁）。

エ 権威ある火山学者らから、ここまで完膚なきまでに否定された論理を裁判所が採用することはあり得ない。

4 「基本的考え方」は、裁判所の誤判断に原規委が便乗することにより作り出された安全神話であり、司法はこれを正す責任があること

前記原規委の会合では、石渡明委員から、「基本的考え方」は従来行われてきた規制の考え方を示すものであると述べられている（甲B634・19頁）。しかし、伊方原発の設置変更許可に関する各種資料においても、「基本的考え方」が発表される前の本件における相手方の主張においても、巨大噴火によるリスクが社会通念上容認されるなどとは一言も述べられておらず、また、①「火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではない」ことを確認し、②「運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理的性のある具体的な根拠があるとはいえない」場合には、少なくとも運用期間中の「巨大噴火の可能性が十分に小さい」と判断できるという、火山ガイドにはまったくない規範も明示されてはいなかった。

要するに、「基本的考え方」は、宮崎支部決定から広島高裁決定に至る裁判所が、科学的知見を踏まえずに素人的な「社会通念論」を展開してしまった結果生み出された安全神話を原規委が悪用しようというものにほかならず、火山ガ

イド本来の趣旨とはかけ離れたものである。

福島第一原子力発電所の事故は、巨大津波について一般防災では想定されていないことやその知見が不十分であることを言い訳にして、対策を先送りしてきたことが原因である。巨大噴火に対する「基本的考え方」は、いまや、これと全く同じ構造となっている。巨大噴火が一般防災では想定されていないことや知見が不十分であることを言い訳にしてその対策をしないことは、福島第一原発事故を引き起こした反省を全く踏まえないことを意味する。改正された原子力関係法令は、そのような事業者及び規制機関の不作为を許容していない。司法が積極的に関与して再び安全神話を作り出すことになれば、万が一本件原発において深刻な災害が発生した場合に、司法は償うことのできない責任を負うことになる。

確かに、巨大噴火は多くの人命が失われることになる恐ろしい現象であるが、人類が地球上に誕生した約300万年前以降にも、幾度となく繰り返されてきた自然現象である。そして、巨大噴火だけであれば、少なくとも世界中に降る火山灰に放射性物質が付着し、世界規模の放射能汚染を引き起こすことはない。一方、巨大噴火の火砕流で伊方原発が破壊される複合災害となれば、想像を絶する量の放射性物質が世界中を覆い、半永久的に地球環境を汚染し続ける人災となる。このような未曾有の事態を万が一にも起こらないようにすることが、環境の保全を目的の1つとする原子炉等規制法の趣旨であり、原規委設置法の定める原規委の責務であったはずである。巨大噴火のリスクを丸ごと無視し、「後は野となれ山となれ」といわんばかりの無責任な規制を、法は許容していない。

「基本的考え方」のような裁判対策文書に惑わされることなく、相手方ないし原子力規制委員会において、真に改正された原子力関係法令の趣旨に則った火山ガイドの解釈をしているかという観点から、本件の審理、判断を行うべきである。

第4 司法審査の在り方に関する補充的な主張

1 はじめに

ここからは、司法審査の在り方に関して、原発に求められる安全性の程度及び科学の不定性を踏まえた具体的判断方法について、福島第一原発事故の損害賠償請求訴訟判決を踏まえて補充的な主張を行う。

2 原発に求められる安全性の程度に関する損害賠償請求訴訟における判断

(1) 平成30年3月15日・京都地裁判決

原発に求められる安全性の程度については、平成30年4月20日付即時抗告補充書6でも簡単に触れたように、近時、福島第一原発事故の損害賠償請求訴訟において、次々に高度の安全性が求められる旨の判決が出ている。

平成30年3月15日・京都地裁判決（判例集未掲載）は、「原子力発電所の安全性については、放射性物質の持つ特殊な性質からすると、極めて高い安全性が求められるというべきである」と認定し、そのような高度な安全性が担保されているからこそ、特殊な「危険性をもともと包含する原子力発電所の設置が許される」のであって、「そのような担保なしに設置を許容することは、周辺住民等の生命や身体、財産などの基本的な権利の保護や原子力発電に対する国民感情からして考えにくい」と判示している（甲B609・65頁）。

(2) 平成30年3月16日・東京地裁判決

平成30年3月16日・東京地裁判決は、福島第一原発事故の被害について、「多数の国民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし得るものであっただけでなく、現実には十万人を超える避難指示等区域内外の避難者を創出し、その避難者の人格的利益及び財産的利益を侵害し、その避難者の人生そのものを

変えてしまうばかりでなく、我が国の国土等の環境にまで広範に、長期的に、
不可逆的に、甚大な被害を与え、国家予算等、ひいては、最終的に租税等の
形でそれを支出等する国民等に対して重い負担を与え続けている」と適切に
事故被害の特異性を認定したうえで（甲B641・304～305頁）、原子
炉等規制法等の趣旨について、「上記性質を踏まえ、原子力発電所が引き起こ
すおそれのある炉心損傷を伴う重大な事故（特に格納容器機能が喪失する極
めて重大な事故）及びそれによる深刻な災害が万が一にも起こらないように
するためのものである」と認定している（甲B641・305～306頁）。

そして、原発に求められる安全性について、「重大な事故及び深刻な災害を
万が一にも起こらないようにする程度の安全性を維持する義務をも定めてい
るものであると解するのが相当である」と、高度な安全性が求められること
を認定している（甲B641・306頁）。

(3) 平成29年9月22日・千葉地裁判決

平成29年9月22日・千葉地裁判決も、「原子力は、通常の科学技術のレ
ベルを超えた制御不能な異質な危険を内包し、このような異質な危険を利用
する原子力発電所は、一たび事故を引き起こすと、広域・多数の国民の生命・
健康・財産や環境に対し、甚大かつ不可逆的な被害をもたらすことからする
と、原子力発電所の稼働に当たっては、具体的に想定される危険性のみなら
ず、抽象的な危険性をも考慮したうえで、広域・多数の国民の生命・健康・
財産や環境が侵害されないための万全な安全対策の確保が求められるという
べきである」と、その被害が通常の科学技術のレベルを超えた異質なもので
あること等を認定している（甲B642・113頁）。

(4) 差止訴訟で高度の安全性を否定するのは不当なダブルスタンダードである こと

このような判断に対し、民事差止訴訟（仮処分）において住民側を敗訴させた裁判の多くは、高度の安全性を否定してきた。例えば、大間原発に関する平成30年3月19日・函館地裁判決では、住民側が主張していた高度な安全性について、「その内容が不明確で、高度な安全性を強調するあまり、結局のところ絶対的安全性を求めるものに帰することとなりかねない」などと認定しているし、川内原発に関する平成28年4月6日・福岡高裁宮崎支部決定でも、考慮すべき自然現象を「合理的に予測される規模」として、実質的に大規模な自然災害を考慮の対象外とするかのような緩やかな基準が採用されている。

これは明らかに不当なダブルスタンダードである。事後救済手続である損害賠償訴訟の方が、事前規制である差止訴訟と比較して、原発に求められる安全性、社会による受容性が高度となることはあり得ない。このようなダブルスタンダードが是認されれば、司法に対する国民の信頼は失墜する。

3 科学の不定性（不確実性）を踏まえた具体的判断方法

抗告人らが繰り返し主張してきたとおり、裁判所は、科学的な専門的知見を有していないのであるから、科学的にどの知見が妥当であるか、債権者らの主張する知見と債務者の主張する知見のいずれが妥当であるかといった科学的妥当性を判断すべきではない（平成30年1月31日付答弁書に対する反論の第1参照）。

そうではなく、様々な究明・獲得途上の知見が専門家間に存在することを前提として、それらを踏まえ、社会として、どの知見までを考慮しなければならないという線を引くか、自然現象でいえば、どのような自然現象による、どの程度低頻度の災害によるリスクまで考慮するか（自然現象の規模の大きさでは

なく、その災害による事故の頻度の低さが重要である)を司法の立場で積極的に判断すべきなのである。

それが、不定性(不確実性)の大きい科学分野において、その不定性を適切に踏まえるということであり、そのような判断方法によって、はじめて適切な安全性判断が可能となる。

以下、福島第一原発事故の損害賠償請求訴訟における具体的判断方法を概観する。

(1) 平成30年3月15日・京都地裁判決

平成30年3月15日・京都地裁判決は、行政庁が最新の知見としてどの程度のものまで考慮すべきかという問題(その意味で、前述した原発に求められる安全性の程度の問題と直結する)について、「不可能を強いることは当然できないことから、あらゆる知見をもとにすべきであるとか、どのような内容の知見も取り入れるべきであるということとはできない」とはいいつつも、「原子炉施設の安全性、ことに津波のような自然災害に対する防災対策を考えるにあたっては、…(略)…予見可能性の前提となる知見が科学的に確立され、専門家の中でも統一した見解となっていなければならないことまで要求されるものではない」と、通説的見解だけに依拠するのでは不十分であることを指摘している。

同判決は、その根拠として、「原子炉施設には高い安全性が求められていることに加えて、地震や津波といった自然科学の分野において、将来の地震や津波の発生については、もともと正確に予測を行うことは非常に困難であり、予測に関する知見もある程度幅を持ったものでしかあり得ない。本件記録中にある各種論文をはじめとした地震や津波の発生に関する学説などによると、歴史的事象の研究の進展や新たな事態の発生などにより、知見に相当変化が生じているし、かつては少数であった知見が支持を獲得していくことや、そ

の逆も十分あり得る。そうすると、被告らが主張するように、科学的知見が確立するまでは、原子炉の安全性を検討するにあたっての検討対象にする必要はないとすれば、この分野における新しい知見については、おおよそ検討しないでよいということにもなりかねないし、高い安全性が求められる原子炉施設の改善の措置について、程度問題はあるとはいえ、何らの改善の着手さえ不要であるとの結論につながりかねないのであるから、専門的知見として確立に至る前であっても、予見にかかる検討対象とすべき場合があるといえる」と、科学技術社会論に一定程度配慮した判断をしている（甲B609・66頁）。

抗告人らも、あらゆる知見を取り入れなければならないと主張するものではないが、原発被害の持つ特殊性などに照らして、一見して経験則や論理則に違反するものでない限り、これを踏まえるべきであると考えている。これは、従前主張してきたドイツにおける司法審査の在り方（理論上の想定や計算について、技術的に不可能であっても、代替可能である以上は考慮しなければならない）にも整合するものである。

(2) 平成29年9月22日・千葉地裁判決

平成29年9月22日・千葉地裁判決も、「予見可能性の程度として、確立された科学的知見に基づく具体的な危険発生の可能性、すなわち、専門研究者間で正当な見解として通説的見解といえるまでの知見を要求した場合、そのような確立が見られるまで原子力発電所における潜在的な危険性を放置することになりかねない。」と、通説的見解だけに依拠することの不合理性を指摘する（甲B642・119頁）。

(3) 平成30年3月16日・東京地裁判決

このような考え方は、平成30年3月16日・東京地裁判決でも概ね同様

であり、「発生可能性や頻度を科学的に一義的に特定することが困難な津波について、安全側に立って、科学的な立証や学界の統一の見解の形成まではなくとも、相当な権威のある機関や専門家等によって相当な手続で、相当な根拠をもって作成された科学的に十分に合理的な見解に基づく結果に関しては、予見義務があると解することが相当である。」と判示している（甲B641・311頁）。

東京地裁判決は、「相当な権威のある機関」と限定的に考えている点で狭きに失するが、それでも従来差止訴訟のように、どちらの知見が正しいのかという判断をせず、どこまでの知見を考慮すべきなのかという観点で判断をしている点では評価できる。

(4) 検討

規制行政が、最新の知見の導入について消極的であったことは、福島第一原発事故の国会事故調査委員会報告書にも記載され、それが事故の原因となっているとされている。

すなわち、同報告書は、「海外からの知見の導入に対しても消極的であった」とし、「今回の事故は、これまで何回も対策を打つ機会があったにもかかわらず、歴代の規制当局及び東電経営陣が、それぞれ意図的な先送り、不作為、あるいは自己の組織に都合の良い判断を行うことによって、安全対策が取られないまま3.11を迎えたことで発生した」と結論付けている¹。

最新の知見等の取り扱いについても、事業者による規制当局への働きかけの結果、「規制化により既設炉の稼働停止のリスクが生じることは、事業者はもとより規制側でもタブーとなっており、既設炉の従前からの安全性に疑義が生じたり、既設炉の設計の限界から対応が困難となるような基準は、たとえ安全確保に必要なものであっても、採用が見送られてきた」と断じている

¹ 国会事故調報告書11頁。

2。

本件仮処分における相手方の主張からも、このように安全側に立った知見の取入に消極的な姿勢は明らかであり、福島第一原発事故以前とほとんど変わっていない。

前述したような原発損害賠償に関する判決に照らしても、「未だ確立されたものとは言い難い」といった程度の根拠で最新の知見を排斥するのは妥当ではない。福島第一原発事故の教訓を正しく取り入れるならば、合理的理由なく最新の知見の導入がなされていなければ（特に、安全側に働くべき知見について適切に考慮されていなければ）、それだけで原発の具体的危険が推定されるというべきである。

4 火山影響評価における原規委の考え方

抗告人らが具体的判断方法として提示した上記のような考え方は、火山影響評価に関しては、さらに注意が必要となる。

すなわち、火山影響評価においては、原規委が火山ガイド策定時に採用した知見、あるいは、適合性判断において考慮した知見自体、支配的見解でも通説的見解でもなく、事業者都合の良い仮説を繋ぎ合わせて行った独自の評価に過ぎないという点である。

そのことが端的に表れているのが、立地評価に関して巨大噴火の時期及び規模を相当前の時点で正確に予測できるという考え方であり、また、影響評価に関しては、降下火砕物の大気中濃度をエイヤヒャトラ氷河噴火の際に観測された約 3 mg/m^3 としていた点である。

これらの知見は、到底火山学の支配的見解でもなければ、通説的見解でもない。むしろ、支配的見解は、巨大噴火の時期及び規模を予測することは困難であるというものである。相手方は、数人の火山学者等の意見書を提出して、阿

² 国会事故調報告書523～524頁。

蘇4噴火と同規模の噴火の発生可能性及び火砕流の到達可能性が十分小さいかのように主張しているが、そのような意見書が出されたからといって、「巨大噴火の時期及び規模を予測することは可能」というのが支配的見解となったわけではない。「深刻な災害が万が一にも起こらない」と言える程度の高度な安全性が要求される原発において、一部の仮説的な見解をもって、非安全側に考えることは許されない。

以上